

一人ひとりが安心して過ごせる人数に

——「集団の規模」の上限が守られた学童保育の実現を

編集部



子どもにとって学童保育が必要な期間、通いつづけることのできる「毎日の生活の場」となるためには、子ども同士が互いに知りあつて信頼関係を築くことができ、遊びや生活を共有できること。

子どもが生活する場所として、快適さを保てるような空間と環境が維持されていること。

指導員が一人ひとりの子どもの状態を把握できて、信頼関係をつくれること。

◆緊急時にまとまって行動することができ、全員の安全を守れることが必要です。これらを実現するには、「子どもが安全に安心して生活でき

る『集団の規模の上限』が守られていることが必須です。また、「保護者同士、保護者と指導員が十分に知りあえる人数規模」という視点を持つことも大切です。

「支援の単位」についての国の考え

国は、二〇一四年に厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「設備運営基準」）を公布し、これにもとづいて各市町村（特別区を含む）が条例（以下「基準条例」）を定めました。また、国は二〇一五年に「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運

営指針」）を策定しました。

「設備運営基準」第二〇条四項には、「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを用いて、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四〇人以下とする」と定められています。

「運営指針」の策定にあつて国が

* 毎年、市町村を対象に学童保育の実施状況調査を行い、すべての市町村から回答を得ています。2024年度の状況は、現在、調査中です。